No. 25

小作爭議調査表

（月報番號第27號）

（昭和九年四月分）

項目	内容
場所	小倉市富野字井領
關係人員	地主 吉永健介 小作人 椎木竹藏
地主關係團体	
原因	小作人は昭和八年度は旱害の為不作なりとし小作料の減額方を要求し納入せざる為地主は土地返還を要求せり
發生	昭和九年二月十三日
終熄	昭和〃年四月十二日
關係地種類面積	田 一段三畝十九歩
小作人關係團体	
要求事項	土地返還要求 小作料減額要求
經過	小作人は小作料年二俵を一俵三斗に減額を要求し納入せざる為地主は該地を宅地となさんとし返還を要求し三月十三日小作調停の申請をなせり 四月十二日福岡地方裁判所小倉支部にて第一回調停委員会を開催したる処左記條件にて解決す
結果	一、従来通りの小作料にて引續き小作せしむること 一、小作料は毎年十二月廿五日迄に地主宅に持参支払ふこと 一、昭和八年度未納小作料（玄米四斗入二俵）は本年四月十五日迄に地主宅に持参納入すること 一、地主は宅地使用の為該地引上の場合は其年の小作料を全免し尚引上げは其年の稲作収穫後のこと 一、小作人に於て第一項及第二第三項の条項に違背したる場合は地主に於て即時土地引上げをなし小作人は之に異議を述べざること

財團法人協調會福岡出張所

備考